

3 教育・研究関係

ア 教育主体等

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期			検討・結論		
		13年度	14年度	15年度			
教育分野における株式会社等の参入 (文部科学省)	株式会社など国・地方公共団体や学校法人以外の民間主体による教育分野への参入については、会計制度などによる情報開示制度、第三者評価による質の担保及びセーフティネットの整備等を前提に、教育の公共性、安定性、継続性の確保に留意しつつ、特に大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野について、その在り方を検討する。				検討・結論	<p>(文部科学省)</p> <p>教育分野における株式会社等の参入については、構造改革特別区域において、専門職大学院を含め、全校種の株式会社等による学校の設置が認められたところである。</p> <p>さらに、中央教育審議会答申「今後の学校の運営の在り方について」(平成16年3月4日)において、このような多様な主体による学校の設置を、新しい学校の管理運営の在り方の一つとして今後全国で認めていくかどうかについては、構造改革特別区域における取組の状況を踏まえつつ、引き続き検討することが必要である、という結論を得た。</p>	
学校法人の要件緩和 (文部科学省)	学校法人の設立要件については、構造改革特区における特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたところであるが、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和について、特区における状況も十分に踏まえながら検討する。				検討・結論	<p>(文部科学省)</p> <p>校地・校舎の自己所有要件については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)を改正し、国等からの借用に限定していた従来の基準を緩和し、校舎面積基準を超える部分について、開設年度以降20年以上の使用保証があれば、民間からの借用のものでも差し支えないこととした。(平成十六年文部科学省告示第四十七号、平成16年3月31日公布、平成16年4月1日施行)</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
教育への外部資源の積極的活用 (文部科学省)	<p>現行、既に総合的な学習の時間において、学校外の教材や学習環境の積極的活用が図られているところであるが、そうした取り組みを促進するとともに、さらに、例えば外国語やIT教育などの授業において、各学校の判断で外部人材や学外の学習環境の活用が推進されるよう、ガイドラインの策定や体制の整備等を図る。</p> <p>また、PFIによる学校施設運営が可能である範囲について明確化を図る。</p>			措置	<p>(文部科学省)</p> <p>(外部資源活用)</p> <p>教育への外部資源の活用については、平成16年3月の中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」を受けてガイドラインとなる内容を盛り込んだ通知(「公立学校における外部資源の活用の推進について」)(平成16年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)を発出するとともに、活用事例を盛り込んだ実践研究報告書(「学校における外部資源の活用の在り方に関する実践的研究」(平成15年3月))を都道府県教育委員会等に送付し、その趣旨の徹底を図った。</p> <p>(PFI)</p> <p>新たに作成した「複合化公立学校施設PFIのための手引書」においてPFIによる学校施設運営が可能である範囲について明確化を図り、その内容について、各都道府県に対して文書にて送付(平成16年3月31日)するとともに、HPに掲載(平成16年4月20日)することにより、各地方公共団体に対して周知を図ったところである。</p>	
学校法人会計制度の見直し (文部科学省)	<p>学校法人において、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて、学校の特性を踏まえつつ早急に検討する。</p>			検討・結論	<p>(文部科学省)</p> <p>有識者による「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」(平成15年8月6日文部科学省高等教育局長決定)において検討し、平成16年3月31日に「今後の学校法人会計基準の在り方について(検討のまとめ)」を取りまとめた。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
学校における民間参入の推進 （文部科学省）	a 国立大学については法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始することとされているが、教育研究業績の評価や私立学校法人との業務運営等の比較も行った上、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、遅くとも法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。			遅くとも法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論	（文部科学省） 国立大学法人法（平成15年法律第112号）が平成15年10月1日に施行され、国立大学は平成16年4月1日より国立大学法人となる（非公務員型） また、組織等の在り方についての所要の措置に係る基本的な仕組みについては、最初の中期目標期間終了時までに速やかに検討し、結論を得ることとする。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 国公立の小中高大を始めとする学校全般に対する民間参入を促進する観点から、PFI手法、公設民営方式の活用等を推進するとともに、民間委託が可能な範囲の拡大、明確化を図る。			措置	<p>(文部科学省) (PFI)</p> <p>公立学校施設の整備等に当たり、PFI方式が活用されるよう、平成15年7月に、各地方公共団体に対して、「公立学校施設整備PFI事業のための手引書」を配布した(15年7月11日)。</p> <p>国立大学等においては、平成16年度にPFI事業を14件実施した。</p> <p>(公設民営方式の活用等を推進)</p> <p>中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」(平成16年3月4日)において、公私が協力する形での公設民営方式の学校が多様な学校の設置の観点から有意義であることが指摘されており、この答申について、都道府県教育委員会等に周知を行うなどにより、公設民営方式の活用の推進を図った。</p> <p>(民間委託が可能な範囲の拡大、明確化)</p> <p>公立学校施設の整備等におけるPFI方式の一層の推進に向けた手引書を新たに作成することにより、民間事業者による学校施設運営が可能である範囲を明確化した。</p> <p>また、</p> <p>学校の教育活動への民間活力の積極的導入や、特色ある教育の推進の観点から、専門的な知識・技能、経験等を有するNPO、民間企業等の外部資源を更に幅広く活用すること</p> <p>事実上の行為であって学校教育に関わらないもの(給食の調理など)や学校施設の管理(体育館の管理など)については民間委託が可能であること</p> <p>などについて、通知を発出して都道府県教育委員会等に周知を行った。(平成16年3月30日通知)</p>	

イ 初等・中等教育

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
学校外の教育施設における児童生徒の学習支援（文部科学省）	義務教育段階において、不登校児童生徒の学習支援のため、一定の要件を満たす民間事業者により設置運営される教育施設において行われる教育活動について、市町村教育委員会や学校長の判断により、学校との緩やかな連携の下で学校教育を補完するものとして扱うなど弾力的な運用を行うことについて早急に検討し、所要の措置を講ずる。	検討	結論	措置	（文部科学省） 平成15年度から「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」を実施しており、引き続き、民間施設等との積極的な連携を図る。 「不登校問題に関する調査研究協力者会議」において、民間施設等との積極的な連携を推進する内容を含む報告を平成15年3月にとりまとめ、各都道府県教育委員会等に通知した（「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日初等中等教育局長通知））		
公立小・中・高等学校における通学区域の弾力化（文部科学省）	<p>a いじめの問題による就学校の指定変更等の対応を促したり、通学区域の運用に関する全国の事例集を新たに作成するなど公立小・中学校の通学区域の弾力化を促進するための実効ある方策を講ずるとともに、その趣旨を関係者に一層徹底する。 【公立小学校・中学校における通学区域制度の運用に関する事例集（第3集）（平成14年3月28日作成）】</p> <p>b 公立高等学校の弾力化を進めるため、通学区域を設定することを規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律を見直し、通学区域の設定等を設置者である都道府県等の自主的な判断にゆだねる。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第104号）】</p>	措置済					
保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の指定の促進（文部科学省）	保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることを明確にし、さらに学校選択制を導入した市町村にあっては、あらかじめ選択できる学校の名称を保護者や児童生徒に示し、その中から就学する学校を選択するための手続等を明確にするような観点から、関係法令を見直す。 【学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令）】		省令制定・公布	措置（15年4月施行予定）	（文部科学省） 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年4月1日施行）により、市町村教育委員会の判断により、いわゆる学校選択制を導入しうることや、就学校の指定の際にあらかじめ保護者の意見を聴取できることを明確化し、その場合には、それらの手続等を定め、公表するものとした。		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
就学校の変更要件の明確化 (文部科学省)	学校選択制を導入していない市町村にあっても、指定された就学校の変更を保護者や児童生徒が希望する場合の要件や手続等について、各市町村において明確にするよう、関係法令を見直す。 【学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令)】		省令制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年4月1日施行)により、就学校の変更の際、その手続等々の透明性を図る観点から、その用件および手続きを明確化し公表するものとするを定めた。	
学級編制と教職員配置の弾力化 (文部科学省)	各学校における学級編制や教職員配置を、教育委員会の判断により一層弾力的に行うことができるようにする。 【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成13年法律第22号)】	措置済 (13年4月施行)				
障害児の就学決定 (文部科学省)	a 障害のある児童生徒の就学について、早期からの教育相談の充実や教育委員会の就学指導体制の整備充実を図るための方策について検討し、所要の措置を講ずる。	措置済				
	b 医学・科学技術の進歩を踏まえ、盲・聾・養護学校に就学すべき基準について見直す。 【学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第165号)】	一部措置済	措置済 (14年9月施行)			
	c 個々の障害の状態に応じた高性能の補助具や補助手段の活用、施設・設備の状況などにより学校生活に支障がなく、就学先で受ける教育がその児童生徒に適切であると判断される場合には、教育委員会の判断により普通学校への就学を認めることができるようにする。 【学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第165号)】	一部措置済	措置済 (14年9月施行)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
小・中学校の設置基準の明確化 (文部科学省)	a 多彩な教育理念に基づく私立の小・中学校の設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準を例えば「小学校設置基準」「中学校設置基準」のような形で明確に示すことについて検討し、所要の措置を講ずる。 小学校及び中学校の設置基準の明確化に当たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から、適切な要件を定める。 【小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)】 【中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)】	省令制定・公布	措置済 (14年4月施行)			
	b 私立学校における情報公開が積極的に行われるよう、各学校法人に対して十分に指導することが必要である旨、各都道府県に対して周知を行う。	措置済				
都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直し促進 (文部科学省)	小・中学校設置基準策定の趣旨を踏まえ、各都道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準等における校舎や運動場の面積基準等の要件見直しを各都道府県に促す。		措置済			
私立学校審議会の在り方の見直し (文部科学省)	a 私立学校審議会は、私立学校の自主性を確保する観点から、私立学校行政に関する所轄庁の権限行使に当たり、私学関係者の意見を反映するために設けられており、現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を同審議会の構成員数の4分の1以上にはしない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、例えば、上記規定の在り方や、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を検討し、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	(文部科学省) 各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が可能となるよう、私立学校審議会の構成等に関する規定の見直しを盛り込んだ「私立学校法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出(平成16年2月27日)。	
	b 私立学校審議会をより開かれたものにするための改革に向けて、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を検討するとともに、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。		措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
習熟度別学習の導入 (文部科学省)	a 学習の習熟度に差が付きやすい教科(算数(数学)や理科、英語など)について、児童生徒の学習内容の理解や習熟の程度に応じチームティーチングの活用等によりグループ別学習を行うといったことを積極的に進める。 【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成13年法律第22号)】	措置済 (13年4月施行)			(文部科学省) 学習指導要領等の一部改正を行い、学習指導要領に明示されている基礎的・基本的な内容を指導した上で、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に明示されていない内容を指導可能であることを明確にするとともに、個に応じた指導の充実のための指導方法の例示として、学習内容の習熟の程度に応じた指導を加えた。 【文部科学省告示第173号(平成15年12月)】	
	b 学年を超えた習熟度別学習の実現可能性について検討する。	検討	検討	検討 (結論)		
	c 現在、物理と数学に限定されている高校2年生修了後に大学に入学することのできる飛び入学の認められる範囲を拡大する。 【学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第105号)】	法案成立、公布	措置済 (14年4月施行)			
学習指導要領の性格の周知 (文部科学省)	学習指導要領は教育課程編成上の最低基準としての性格を有しており、各学校における弾力的な取扱いを排除するものではないことについて、教育現場や広く社会一般に対して十分な理解を得る方策を検討し、所要の措置を講ずる。 【確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』(平成14年1月17日公表)】	措置済 (14年1月公表)				
教育プログラムの多様化の推進 (文部科学省)	創造性豊かな人材の育成を進める観点から、各学校段階間の連携等、各学校において、創意工夫に満ちた教育課程の編成や多様な指導が行われることを一層推進する。 【総合的な学習の時間の実践事例集(第2集)(平成14年12月25日作成・配布)】 【個に応じた指導に関する指導資料(小学校:算数・理科、中学校:数学・理科)(平成14年8月、9月配布)】		措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
初等中等教育における教育内容の充実 (文部科学省)	創造力ある人材を育成するための教育、例えば理数系教育・IT教育・芸術教育・コミュニケーション/言葉教育、等とともに、社会性を身につける教育や勤労観、職業観をはぐくむ教育機会についても充実するよう検討し、所要の措置を講ずる。	措置済				
児童生徒に対する適切な指導 (文部科学省)	小・中学校における児童生徒の問題行動等への適切な対応のため、学校が問題を起こす児童生徒に対して行う出席停止制度について要件の明確化を図るための措置を講ずる。 【学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第105号)】	措置済 (14年1月施行)				
高校卒業レベルの学力認定制度 (文部科学省)	各種の資格試験等において、大学入学資格検定を高等学校卒業と同等に扱われるよう推進することと併せて、高等学校卒業段階における習熟度を客観的に評価するための学力評価基準や評価方法等の具体的な方策について検討を進め、高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討する。	検討	検討	検討 (結論)	(文部科学省) 各種の資格試験等における大学入学資格検定の扱いについては、高等学校卒業と同等に扱われるよう、引き続き、日本商工会議所等に理解を求めるとともに、その趣旨を通知した(「大学入学資格検定合格者の取扱いについて(依頼)」(平成16年2月27日文部科学省生涯学習政策局長通知)) 文部科学省の通知(平成13年4月27日)を踏まえて、国立教育政策研究所教育課程研究センターにおいて、評価基準や評価方法等の研究開発を行い、各学校において評価基準の作成、評価方法の工夫を行う際の参考となる資料(「評価基準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料(高等学校)」(平成16年3月))をとりまとめ、「全国のかつ総合的な学力調査の実施に係る研究指定校連絡協議会」(平成16年4月15日)等において配布し、周知を図った。 なお、文部科学省としては、大学入学資格検定を転換し、高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験とする方針で、詳細については、平成16年度中に結論を得る予定としている。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
インターナショナル・スクールに関する制度整備 (文部科学省)	<p>インターナショナル・スクールについては、その定義を明確化した上で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく私立学校に準じた取扱いとなるよう各種の支援措置を検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>また、インターナショナル・スクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学の入学については、大学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認められるようにするとともに、高等学校の入学については、例えば中学校卒業程度認定試験の受験資格を拡大する等により、大学や高等学校への入学機会を拡大する。</p>		措置		(文部科学省) 平成15年3月31日に所得税法施行令(昭和40年政令第96号)等を改正し、一定のインターナショナル・スクールを設置する学校法人・準学校法人が特定公益増進法人の範囲に追加された(平成15年4月1日施行)。 高等学校への入学機会の拡大については、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則」(昭和41年文部省令第36号)を改正し、日本国籍を有する者で、やむを得ない事由により中学校を卒業できないと見込まれる者において、同年齢の生徒に遅れることなく高等学校教育を受けられるよう、受験資格を拡大した(平成15年3月31日施行)。 大学入学資格の拡大については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)等を改正し、国際的な評価団体の認定を受けた外国人学校の12年の課程を修了した者、我が国において、高等学校に相当する外国の学校の課程(12年)と同等の課程を有するものとして外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の課程を修了した者、大学において、個別の入学資格審査により、高校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者、に入学資格を認めることとした。(平成15年9月19日施行)	
公立学校教員の養成・採用 (文部科学省)	a 個性豊かで多様な教員採用を進めている都道府県の取組の事例等について各都道府県に周知を図る。 【教員採用等の改善に係る取組事例(平成13年7月23日作成)】	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>b 社会的経験を有する人材を学校現場へ招致・活用するため特別免許状制度や特別非常勤講師制度について、その積極的な活用が図られるよう、各都道府県に対し制度の趣旨を周知するとともに、産業界からの協力について経済団体との情報交換を図る。</p> <p>【特別免許状及び特色ある特別非常勤講師の活用状況に関する事例集(平成12年度)(平成14年3月11日作成)】</p>	措置済				
	<p>c 「保護者講師」や「地域住民講師」など、保護者や地域住民が学校において授業を行う取組を一層積極的に推進する。</p>		措置済			
公立学校教員の評価と処遇等(文部科学省)	<p>a 各都道府県教育委員会等において行われている勤務評定の適切な実施を進め、教員の教科指導能力についての評価方法の工夫を一層進めるよう指導する。</p> <p>【平成13年文部科学事務次官通知13文科初第571号】</p>	措置済 (13年8月通知)				
	<p>b 児童生徒に対する指導力が不足し、適格性が不十分な教員については、必要に応じ免職を含めた分限処分を的確に行うよう各都道府県教育委員会等を指導するとともに、教員以外の職へ円滑に異動させるための仕組みを取り入れる。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第104号)】</p>	措置済 (14年1月施行)				
	<p>c 勤務評定の結果を処遇面に反映させ、教科指導力に優れ勤務成績が優秀な者については、特別昇給や勤勉手当等の処遇面においても適切な措置がなされるよう、都道府県教育委員会等を指導する。</p>	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
教員評価の導入等による教員資質の向上 (文部科学省)	<p>社会や地域住民、保護者や児童生徒のニーズに応じた教育を推進し教員の資質向上を図る観点から、教員の能力に応じた処遇が適切になされるシステムに転換するよう、各教育委員会に対し新しい教員評価の導入の促進を図る。</p> <p>また、英語教育を充実する観点においては、「英語が使える日本人」の育成を目指した行動計画を平成14年度中にとりまとめるとともに、特に中学校については、平成15年度から外国人の優秀な外国語指導助手の正規教員等への採用を促進する等、教員の資質を向上させ、公立小・中学校の改革を推進する。</p>			措置	<p>(文部科学省)</p> <p>平成15年度から「教員の評価に関する調査研究」を全都道府県・指定都市教育委員会に委嘱して実施。</p> <p>平成15年3月31日に「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を策定し、英語教育改善のための施策を実施中。また、ネイティブスピーカーを正規教員へ採用する都道府県に対し、定数の加配措置を平成15年4月に実施。</p>	
公立学校教員のキャリアディベロップメントの充実 (文部科学省)	<p>a 公立学校において、それぞれの教員のキャリアディベロップメントを促進する観点からも、教員に対する評価やその結果の活用を進めるよう検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>b 民間企業、行政機関、社会教育施設、社会福祉施設等学校以外の施設等へ教員を派遣して行う長期社会体験研修の機会充実のための方策を講ずる。</p> <p>また、円滑な民間企業への派遣を進められるよう、各地域における経済団体等との情報交換の積極的な実施についてもその必要性を周知する。</p>	検討	結論	措置	<p>(文部科学省)</p> <p>平成15年度から「教員の評価に関する調査研究」を全都道府県・指定都市教育委員会に委嘱して実施。</p>	
21校長のリーダーシップの強化とその評価 (文部科学省)	<p>a 校長が学校運営のリーダーシップを発揮していくため、校長の裁量権の拡大の観点から、教育委員会と学校との関係について定めた学校管理規則の見直しや学校予算の在り方の見直しを進めるよう各都道府県教育委員会等を指導する。</p> <p>b 校長の在職期間の長期化や適切な評価に基づく降任や配置転換も含めた処遇など校長の人事異動の在り方の見直しについても、各都道府県教育委員会等を指導する。</p>	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
22 学校評議員制度の一層の効果的な活用の促進 (文部科学省)	地方公共団体に対し、必要に応じて、 ・ 学校評議員が一堂に会して意見交換を行うこと、 ・ 学校運営の評価に保護者や地域住民等の意見を採り入れるため、学校評議員が学校の評価を行うこと、 ・ 市町村教育委員会による学校評議員に対するサポートを充実させること、 ・ 学校評議員の学校評価結果や学校評議員の活動に関する適切な情報公開について検討すること、 ・ 学校評議員の選出方法については、例えば保護者や地域住民等といった学校評議員の構成などを定め、公表するなど各市町村教育委員会において選出方法の明確化を図ること、 など、学校評議員制度の一層の効果的な活用を図るための工夫を講じることを促す。		措置済			
23 条件付採用制度の運用改善 (文部科学省)	条件付採用期間中の評価結果に基づいて、教員としての能力や適性等を判断の上、必要な場合には分限処分を行うことなど条件付採用制度の一層の運用の改善を図るよう各都道府県教育委員会等を指導する。	措置済				
24 教育委員会の組織運営の活性化 (文部科学省)	教育委員会の委員の構成について、親の参加や年齢、性別などの多様化を図る観点から措置を講ずるとともに、教育委員会の会議の原則公開について必要な措置を講ずる。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第104号)】	措置済 (14年1月施行)				
25 学校の自己点検評価と情報開示 (文部科学省)	a すべての小中学校において教育目標を作成することとなるよう促すとともに、その実現を適切に進めているかどうかについて点検するような自己点検評価を制度化する。 【小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)】 【中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)】		措置済 (14年4月施行)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>b 自己点検評価や情報提供に関し、学校の積極的な取組を推進し、評価項目や評価手法、情報提供の内容・方法等が適切なものとなるよう、教育委員会等に対し促す。また、外部評価を含む学校評価を促進することを教育委員会等に対し促す。</p> <p>【平成14年文部科学事務次官通知13文科初第1157号】</p>		措置済			
26学校や教員による情報発信の推進 (文部科学省)	<p>a 学校の概要(教員数、児童生徒数、校舎面積、教育目標、運営方針、教育計画等)や自己点検評価の結果などとともに、教員の教育方針等の情報発信を促進する。</p> <p>【小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)】 【中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)】 【平成14年文部科学事務次官通知13文科初第1157号】</p> <p>b インターネットに接続されているコンピュータが整備された学校に対し、個人情報や、著作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言や情報提供を行う。</p> <p>【インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編(平成13年4月1日)】</p>		措置済			
27学校等における情報化の促進 (文部科学省)	<p>コンピュータ等を活用した教員指導を促進する観点から、教員向けの情報教育の手引等の作成を行う。また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情報収集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガイドブックの作成などにより、コンピュータ等を活用した教員指導について、地方公共団体や各学校に対して一層積極的に情報提供していく。</p> <p>【コンピュータ・インターネットの授業実践事例集(平成13年3月10日、平成14年3月15日)】</p>	措置済 (13年3月、14年3月作成)				
28インターネット等を用いた高等学校教育の促進 (文部科学省)	<p>高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討し、所要の措置を講ずる。</p>	検討	検討 (結論)	措置	(文部科学省) 「高等学校学習指導要領の一部を改正する告示」(平成15年4月30日付け文部科学省告示第76号、同日施行)により、高等学校の通信制課程において、インターネット等多様なメディアの活用を可能とした。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
29コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備 (文部科学省)	a 新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールを導入することの意義は、教職員人事を始めとする運営・管理及び教育の実施等について、学校、保護者、地域の独自性を確保する一方で、地元代表や保護者の代表を含む「地域学校協議会(仮称)」に対しアカウンタビリティを負うことにより、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能とし、独創性と創造性に富んだ人材の育成に資することにある。これらの点を踏まえ、コミュニティ・スクール導入のための制度整備に関しては、例えばコミュニティ・スクールの設置手続、「地域学校協議会(仮称)」の設置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る権限の在り方等の点について、法令上の規定を設けることを検討する。			15年中に検討・結論	(文部科学省) コミュニティ・スクール導入については、「教育改革国民会議報告」等を踏まえ、中央教育審議会において検討を行い、「今後の学校の管理運営の在り方について(中間報告)」(平成15年12月16日)において、新たに保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って主体的に学校運営に参加する仕組みを制度的に確立し、新しい学校運営の選択肢の一つとして提供すること、今後、こうした新しい学校運営の在り方について更に詳細な制度設計を行なった上で、明確な法令上の根拠を与える必要があることについて結論を得た。この結論をふまえ、第159回通常国会に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を提出済み。	
	b モデル校による実践研究を行うに当たっては、校長公募制の導入、十分に広い通学区域の設定、教員採用における校長の人選の尊重、教育課程、教材選定、学級編成などにおける校長の意向の尊重等の要件を満たすよう努める。		措置済			

ウ 高等教育

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
インターネット等を用いた高等教育の促進 (文部科学省)	インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。 【大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成13年文部科学省令第45号)】	措置済 (13年3月施行)				
大学院における通信制博士課程の設置 (文部科学省)	現在、大学学部及び大学院修士課程については、通信制課程を設置することが制度上可能となっているが、今後、社会人等の多様なニーズにこたえていくため、大学院博士課程においても通信制課程を設置することについて検討し、所要の措置を講ずる。 【大学院設置基準の一部を改正する省令(平成14年文部科学省令第10号)】	措置済 (14年3月施行)				
外国からの留学生に対する学位授与 (文部科学省)	大学評価・学位授与機構による大学評価の中で、学位授与への取組状況を評価項目の一つとして位置付けるとともに、同機構が行う評価項目を公表することなどを通じて、各大学の適切な点検評価項目の設定を促していくことにより、大学院の博士課程における学位授与を積極的に推進していく。	措置済				
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	a 私立大学について、平成13年度から検討されている財務状況の公開に関する具体的な内容や方法等について早期に結論を得て、公開を促進する。その際、学生等に分かりやすい方法や内容について検討し、所要の措置を講ずる。 また、大学は、財務状況に限らず、教育環境(教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等) 研究活動、卒業生の進路状況(就職先や就職率等)など当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページなどによって積極的に提供する。	検討	措置済			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 上記の公開を徹底させる方策について可能なものから順次実施する。	一部措置済		措置 (15年度以降順次)	<p>(文部科学省)</p> <p>各大学の情報公開の取組状況等について調査・公表し、ホームページに掲載等を行うことにより、その取り組みの促進を図った。</p> <p>【大学における教育内容等の改革状況について(平成16年3月23日公表)】</p> <p>平成15年10月10日の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の小委員会最終報告を受け、財務情報の公開を義務付けることを盛り込んだ「私立学校法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出(平成16年2月27日)。</p> <p>また、学校法人の運営等に関する協議会(平成16年1月22日)等の諸会議や通知(「平成15年度学校法人の財務の公開状況に関する調査結果について」(平成16年3月26日文部科学省高等教育局私学部参事官通知)等により、財務情報公開への積極的な取組について指導を行った。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
学部・学科の設置規制の柔軟化 (文部科学省)	<p>a 大学が主体的な判断により機動的に編成できるように、国立大学の法人化を待たず、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更することにより、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化することを図る。</p> <p>また、大学院の目的として高度専門職業人養成を明確化し、高度専門職業人に特化した「専門職大学院」を創設する。専門職大学院については、教員の相当数は実務経験者とし、また、第三者評価には、輩出した人材のレベルに関する社会的評価を重視する。</p> <p>【学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)】</p>		<p>法 案 成 立、公 布</p>	<p>措 置 (15年4月施行)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>学校教育法等を改正し、組織再編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った。</p> <p>また、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に特化した教育を行う専門職大学院の制度を整備するとともに、その教育研究活動の状況について、第三者(文部科学大臣の認証を受けた評価機関)による定期的な評価制度を導入した。【学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)平成15年4月1日施行、第三者評価については、平成16年4月1日施行】</p> <p>さらに、社会の幅広い視点を加味した評価が行われ、第三者評価における社会的評価が重視されるべく、文部科学省令において、認証評価機関は、専門職大学院の評価を行う際には、評価者に実務経験者や大学関係者以外の者を必ず含めることを定めたことにより、認証評価機関が行う評価については輩出した人材のレベルに関する社会的評価についても重視することとした。(「学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成16年文部科学省令第7号)平成16年4月1日施行)</p>	
	<p>b 国公立大学の講座等の組織編制を柔軟に行うことを可能とする方策を講ずる。</p> <p>【大学設置基準の一部を改正する省令(平成13年文部科学省令第44号)】</p> <p>【国立学校設置法の一部を改正する法律(平成13年法律第76号)】</p>	<p>法 案 成 立、公 布</p>	<p>措 置 済 (14年4月施行)</p>			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
大学・学部等の設置審査に係る基準の見直し(文部科学省)	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)や大学設置・学校法人審議会審査基準など、様々な形式によって重層的に規定されている基準について、それぞれの基準の必要性等を十分に吟味し、全体として最低限必要な基準となるように厳選した上で、告示以上の法令で規定することにより一貫性を高め、明確化を図る。 【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令)】		省令・告示制定・公布	措置(15年4月施行予定)	(文部科学省) 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)により、大学・学部等の設置審査に係る基準を見直し。【平成15年4月1日施行】	
大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し(文部科学省)	「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」という方針は、大学の設置等に対する参入規制として働くと考えられることから撤廃する。		措置済			
大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和(文部科学省)	a 校地面積に係る基準や校地の自己所有要件を、平成14年度中に大幅に緩和する。また、大学設置・学校法人審議会の内規において、「大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。」とされている規定については廃止する。 【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令)】		省令・告示制定・公布	措置(15年4月施行予定)	(文部科学省) 平成14年度に行った制度改正(学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)【平成15年4月1日施行】)により、大学の校地面積基準については、大幅に緩和し、1人当たり10㎡とした。また、これと同時に大学設置・学校法人審議会の内規から、「大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は、通常の方法で片道1時間以内にあり、かつ、校舎敷地に基準面積の2分の1以上なければならない。」という記述を削除した。 また、自己所有要件についても、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)の改正により、校舎基準面積相当分以上(校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上)については自己所有でなくてもよいこととした。(平成15年文部科学省告示第41号,平成15年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 将来的には、構造改革特区において専門職大学院について校地を不要としたことの見直しもつつ、大学としての質の確保と継続性に配慮した上で、校地面積基準及び自己所有要件の更なる見直しについて検討する。		14年度以降継続的に検討		(文部科学省) 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況を踏まえ、全国拡大を図ることについて検討を進め、結論を得ることとしている。なお、大学等の設置に係る校地の自己所有要件についてその結論を踏まえて、改めて検討することとしている。	
工業(場)等制限法の廃止 (国土交通省) <住宅アの再掲>	首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、一定床面積以上の工場や大学等の新增設を制限する工業(場)等制限法については、製造業従事者や工場立地件数の減少等産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止する。 【首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する法律(平成14年法律第83号)】	法案提出	措置済 (14年7月施行)			
大学等の設置における制限区域の廃止 (文部科学省)	「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」における、工業(場)等制限区域及び準工業(場)等制限区域についての大学等の設置及び収容定員増に対する抑制的取扱いを廃止する。		措置済			
大学院大学の校地・校舎面積に関する基準の明確化 (文部科学省)	大学院大学の設置認可に係る校地・校舎面積に関する基準を明確化するため、大学の校舎の面積基準に準じた基準とするなどの方向で検討を行い、告示以上の法令で規定する。 【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令)】		省令制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令大15号)により、大学院大学の設置認可に係る校地・校舎面積に関する基準を明確化。【平成15年4月1日施行】	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
複数の大学が連合して大学院を設置する場合の大学院設置基準の緩和 (文部科学省)	<p>複数の大学が連合して大学院を設置する場合に、一定の要件の下で教員の兼務を認める。なお、要件については、以下のようなものを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立した大学院としての一体的な運営の確保 ・ 教育水準の確保・向上 ・ 学生の学習の便宜（無理のない履修形態の確保） ・ 安定的・継続的な運営の確保 <p>【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令）】</p>		省令制定・公布	措置（15年4月施行予定）	<p>(文部科学省)</p> <p>学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)により、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を大学院に設置することを可能とし、また、教育研究上支障を生じない場合には、教育研究を協力して行う大学の教員が兼務することができることとした。【平成15年4月1日施行】</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入 (文部科学省)	<p>a 大学の教育研究水準の維持向上の観点から、設置認可を受けたすべての大学に一定期間に一度、継続的な第三者による評価認証(アクレディテーション)を受けてその結果を公表すること等を義務づけるなどの評価認証制度を導入する。併せて、評価認証の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣により是正措置等を講ずることができることとする。</p> <p>なお、評価認証機関に対し、学識経験者等によって策定された評価のガイドラインに従って適切に評価を行うことが可能かどうかについて、文部科学大臣が認定を行なうものであり、不適切な評価認証を行ったような場合には、当該認定を取り消す。また、互いに質の高い評価認証サービスを提供することを競い合う環境を整えるため、株式会社も含め設立できるとし、特定の機関の独占としない。さらに、工学教育や医学教育などの専門分野別、高度専門職業人養成や通信制などの各種テーマ別の評価認証についても、その普及、支援を図る。</p> <p>【学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)】</p>		法 案 成 立、 公 布	16年度措 置 (16年4 月施行予 定)	<p>(文部科学省)</p> <p>平成14年11月に学校教育法を改正し(平成14年法律第118号)国公立全ての大学に対し、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関(認証評価機関)による評価を受けることを義務付ける制度を導入することとした。</p> <p>認証評価制度においては、機関における総合的な教育研究の状況についての認証評価とともに、専門職大学院についての、専門分野別の教育研究活動の状況についての認証評価が行われることとしており、関係政省令を整備したところ。(「学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成16年文部科学省令第7号)「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年文部科学省令第8号)平成16年4月1日施行)</p> <p>なお、文部科学大臣は、認証評価機関において認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによっても改善されないときは、その認証を取り消すことができることを法律上定めたところ。(学校教育法第69条の5)</p> <p>また、認証評価機関になろうとする者による認証の申請が一定の要件に適合すると認めるときは、文部科学大臣は認証を行うことを学校教育法上明確に規定しており、複数の評価機関が認証を受けることが可能な制度とした。(学校教育法第69条の4)</p> <p>専門分野別の教育研究活動の状況についても専門職大学院について認証評価を実施することとし、平成14年度に学校教育法改正し公布するとともに、大学等への施行にあたっての留意事項等を記した施行通知を送付した。(「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」平成15年3月31日付文部科学事務次官通知)</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>また、上記、法令改正により、専門職大学院に関する認証評価制度を導入したことによって、高度専門職業人養成に特化した専門職大学院の評価を行う認証評価機関においては、専門分野ごとに文部科学大臣の認証を受けることとすることにより、専門分野別の評価を推進するとともに、認証評価機関に関する省令において、教育研究上の基本組織 教員組織 教育課程 施設及び整備 事務組織 財務等を評価対象とすることを明確にするなど、専門分野別、各種テーマ別の認証評価も含め、新たなシステムを導入し、評価活動を行うための調査研究を行う経費を評価機関に措置するなど、その円滑な実施に向けて普及、支援を図った。</p> <p>また、工学教育の専門分野別の評価機関についても、評価活動を行うための調査研究に必要な経費の支援を行っている。</p> <p>なお、上記の法令改正においては、法令違反を行った大学等に対して文部科学大臣による閉鎖命令等の是正措置に関する制度を設けたところである。この制度の対象となる法令違反には、当然ながら、認証評価機関による評価によって発覚した法令違反も含まれる。</p>	
	b 社会のニーズを反映した客観性の高い認証評価制度を構築するため、民間研究者、外国人研究者、企業関係者などを幅広く評価者に含めるものとする。		措置済			
学生に対するセーフティネットの整備 (文部科学省)	大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保を図るため、適切なセーフティネットの整備を検討する。			検討	(文部科学省) 経営破綻した大学に在学する学生の転学支援方策を検討中。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
大学組織の活性化の推進 (文部科学省)	運営の効率化の観点から、大学における事務部門のアウトソーシングを大学の判断で自由に行えるようにするなど、大学の組織をより活発なものにするための検討を早急に行い、結論を得る。 【新しい「国立大学法人」像について(平成14年3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)】	措置済				
学部におけるダブルメジャー制度の導入 (文部科学省)	各大学において二つ以上の専攻(メジャー)を取得することができるよう、ダブルメジャー制度の導入を行うとともに、ダブルメジャーの導入の促進を図るため、大学におけるこのような取組に対する各種の支援方策の検討し、所要の措置を講ずる。 【大学における教育内容等の改革状況について(平成14年11月8日公表)】	措置・継続的推進			(文部科学省) 各大学におけるダブルメジャーの導入状況について調査・公表し、ホームページに掲載等を行うことにより広く情報提供を行った。 【大学における教育内容等の改革状況について(平成16年3月23日公表)】	
パートタイム学生制度の創設 (文部科学省)	社会人が正規の学生としてある程度長期にわたって学びながら学位を取得できるよう大学において正規学生としてパートタイム学生を受け入れるとともに、パートタイム学生の導入の促進を図るため、大学におけるこのような取組に対する各種の支援方策の検討し、所要の措置を講ずる。 【大学設置基準の一部を改正する省令(平成14年文部科学省令第9号)】	措置・継続的推進			(文部科学省) 中央教育審議会において長期履修学生(「大学等における社会人受入れの推進方策について」)に関する答申(平成14年2月21日)を取りまとめた。この答申を全大学に送付することにより情報提供を行い、その導入を促進するとともに、長期履修学生に関して大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等の改正を行った。さらに、通知等により全大学に周知を図り、各種会議において制度改正の周知を図った。	
競争的研究資金の拡充と国立大学における資金の競争的な配分の徹底 (文部科学省)	現在の国立大学の予算のうち、教育研究基盤校費については、各大学において配分方法を工夫し、基礎的な教育研究の継続に配慮しつつも、競争的環境の創出について、更なる改善努力を行う。		措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
大学における教員評価の導入 (文部科学省)	各大学における個々の教員の目標設定、設定目標に対する評価システムの構築や、実績に応じた評価基準及び審査方法の確立、評価を実行するための大学におけるマネジメント改革、評価結果を適切に反映できる処遇システムなど、各大学において、適切に教員評価を実施する。このため、教員評価を で示す継続的な第三者による評価認証(アクレディテーション)における評価項目の一つとして取り入れることも検討対象とする。 【人・高】			措置	(文部科学省) 各大学における教員の教育面での業績評価の実施状況について調査・公表し、ホームページに掲載等を行うことにより、その取組の促進を図った。 【大学における教育内容等の改革状況について(平成16年3月23日公表)】 また、認証評価の評価基準は、認証評価機関が自ら定めるものであるが、大学における教員組織の状況については、必ず評価することを義務付けることとし、文部科学省令において措置したところ。(「学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成16年文部科学省令第7号)平成16年4月1日施行) なお、大学で行われる教員組織の評価は、適切な教員評価が実施され、個々の教員が教育研究活動を十分行い得るような教育組織の編成が行われているかというような観点から行われるものであり、その際には、個々の教員の教育研究活動も重要な要素としつつ、教員組織全体の運営が適切に行われているかどうかについて評価が行われる。	
国立大学の法人化に関する方向性の確定 (文部科学省)	国立大学を早期に法人化するため、給与、定員、兼職・転職、休職、採用手続などに関して、当該組織が自律的に決定することができる制度設計に向けた非公務員型の選択や経営責任の明確化、民間的手法の導入など平成13年度中に国立大学改革の方向性を定める。 【新しい「国立大学法人」像について(平成14年3月26日国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)】	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
21海外から進出する大学など高等教育の国際的展開に対応した質の保証のあり方(文部科学省)	<p>海外から我が国に進出する大学は、我が国の学生にとっては国際化に対応した教育の選択肢のひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡大の観点からも有意義である。しかし、これらの「大学」は、我が国の大学としての認可を受けておらず、消費者の混乱を招いている面がある。</p> <p>したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大学についても評価し得るようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方について検討する。</p>			検討	<p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省に「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」を設け、平成15年8月から検討を開始し、その議論を取りまとめた「審議のまとめ」が平成16年3月29日に提出されたところ。</p> <p>今後、中央教育審議会の審議を経て所要の措置を行う予定。</p>	
22学校外教育の認定の促進(文部科学省)	<p>国内外の大学や民間の教育機関が連携して取り組める環境を整備するため、例えば、民間企業やNPOにおける起業家講座やインターンシップ等、起業家や経営スタッフの育成に資する学校外での学習のうち、一定の質を満たす場合については、これを大学の単位として認定することを促進し、人材育成面での産学連携を加速する。</p> <p>【大学における教育内容等の改革状況について(平成14年11月8日公表)】</p> <p>【大学等における平成13年度インターンシップ実施状況調査結果について(平成14年11月12日公表)】</p>		措置済			

エ 研究開発等

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
国立試験研究機関等の研究者の流動性向上 （【人事院】）	<p>a 若手育成型任期付任用に関し、国立試験研究機関や独立行政法人研究機関において、若手研究者が原則5年間は任期付研究員として活躍できるようにするとともに一定の条件の下に再任もできるようにするなど、必要な措置を講ずる。また、その際には、業績、能力に応じた処遇を図れるよう改善を行う。 （「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。）</p> <p>【給与等に関する人事院承認等の廃止・合理化のための関係人事院規則の整備等に関する人事院規則（平成14年人事院規則1-36）】</p> <p>【平成14年人事院事務総長通知総総 - 451】</p>	検討	措置済 （14年6月施行）				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	b 産学官の間での研究者の流動性を高めるため、科学技術基本計画における任期制や公募制の活用等の検討を踏まえ、国立試験研究機関等がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定すること等を検討し、所要の措置を講ずる。	結論・一部措置済		措置	<p>(内閣府) 総合科学技術会議は、平成13年12月25日に「研究者の流動性向上に関する基本的指針」を策定、平成14年6月19日に「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を策定して大学等の人材流動化の促進について、それぞれ関係大臣に意見具申した。</p> <p>(総務省) 独立行政法人通信総合研究所において、中期計画に基づき研究者の流動性を高めるべく、任期付き任用制度を積極的に活用している。それに加え、平成15年3月31日に、研究人材流動化促進計画を策定した。</p> <p>(文部科学省) 文部科学省所管の国立試験研究機関及び独立行政法人研究機関において、それぞれ研究人材流動化促進計画を策定した。</p> <p>(厚生労働省) 各国立試験研究機関等において検討を行い、「研究人材流動化促進計画」の策定や、任期制や公募制の実施等の所要の措置を講じた。</p> <p>(農林水産省) 各試験研究独立行政法人等においては、中期計画等に任期付任用の拡大、公募の導入を明記するほか、研究人材流動化促進計画の策定、任期付任用の実施等の措置を講じた。</p> <p>(経済産業省) 独立行政法人産業技術総合研究所においては、中期計画に基づき研究者の流動性を高めるべく、任期付任用制度を積極的に活用しているところ。</p> <p>研究人材流動化促進計画については、平成14年9月18日に策定した。</p> <p>(国土交通省)</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>各独立行政法人研究機関の中期計画には任期付任用制度の活用が位置付けられており、年度計画に基づいて流動性の向上と人材の活性化に努めている。</p> <p>国立試験研究機関においても任期付任用及び公募付き任用を積極的に実施している。</p> <p>(環境省)</p> <p>独立行政法人国立環境研究所においては、中期計画に基づき、トップダウンによるプロジェクトグループの戦略的な編成を含め、研究者の適切な配置を図るとともに、国内外の学会、産業界等から幅広く優れた研究者の登用を図るなど流動性を高め人材の活性化に努めているところである。</p>	
研究者の資質向上のための機会の拡大 (内閣官房【人事院】)	<p>国立大学の教員、国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)</p>	結論	18年度までに措置		(内閣官房) 公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)を踏まえ、検討することとしている。	
国立大学教官の発明に対するインセンティブの向上 (経済産業省)	<p>国立大学教官の発明に対するインセンティブを高める観点から、教官個人に対して支払われる発明補償金の支払限度額(600万円)の撤廃等運用の見直しについて資金手当の在り方と併せて検討し、所要の措置を講ずる。</p>	措置済				
国有特許のTLO等への円滑な譲渡 (文部科学省)	<p>a 国有特許の活用を促進するためにTLO(Technology Licensing Organization: 技術移転機関)を積極的に活用する観点から、TLOが当該国有特許の効果的な移転を図り得る唯一の機関であると考えられる場合には、TLOへ随意契約により譲渡できることについて周知・徹底する。</p>	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 国と民間企業との共同研究、国が民間企業から受託した研究の成果に係る国有分の特許権については、民間企業による研究成果の活用を促進する観点から、共同研究等の相手方の民間企業に対し、随意契約によって専用実施権の設定や特許権の譲渡ができることについて周知・徹底する。	措置済				
委託開発事業に係る文部科学大臣の認可等の廃止(文部科学省)	科学技術振興事業団が行う委託開発事業において個別課題ごとに必要とされている文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議や、研究開発成果の実施化(特許等の実施)に際しての文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議を廃止する。 【独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)】	結論	法案成立、公布	措置(15年10月施行)	(文部科学省) 委託開発事業に係る文部科学大臣の認可等を規定していた科学技術振興事業団法を平成15年10月に廃止するとともに、当該業務を承継した独立行政法人科学技術振興機構では委託開発事業に係る文部科学大臣の認可等は不要とし、所要の措置を講じた。 【独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)】(平成15年10月1日施行)	
大学における研究体制の強化(文部科学省)	大学における研究体制を充実させるためには、様々な競争的資金の拡充を進めていくことが必要であり、その際、研究機関が研究資金を多く持ち込める研究者の採用を競争的に進めるなど、競争的環境の整備を推進する。同時に、競争的資金による、優れた研究者や博士課程学生を充分支援できるような具体的な方策を進める。		措置済			
寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備(文部科学省)	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国私みの大学で相互に競争的になるようにすることを検討する。	受託研究については措置済・継続的検討			(文部科学省) 平成15年度税制改正により、私立大学を設置する学校法人への現物寄付に係る「みなし譲渡所得」の非課税措置について、一定の要件のもと、国税庁長官の承認手続きが簡素化された。 さらに、平成16年度の税制改正において、日本私立学校振興・共済事業団を通じた企業等からの受配者指定寄附制度について、審査手続等の抜本的な簡素化が図られることとなった。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
マッチングファンド制度の創設 （文部科学省）	大学や産業界の産学官連携へのインセンティブを高め、経済・社会ニーズに対応した研究開発を推進する観点から、企業が大学に出す資金に併せて国が資金を出すマッチングファンド方式による共同研究プログラムを創設する。		措置済			
大学発事業創出 実用化研究開発 の推進 （経済産業省）	大学の研究成果を活用して、企業とTLO等が連携して行う大学の研究成果の事業化可能性探索のための実証化研究・開発について、企業側が研究資金等を拠出し、事業化計画を作成することを要件として、TLO等に対し、必要な経費の一部を助成する仕組み（いわゆるマッチングファンド方式）を創設する。		措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
大学と企業の実務者等による交流の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。 【第1回産学官連携推進会議(平成14年6月15日、16日)】 【第2回産学官連携サミット(平成14年11月18日)】 【第2回中国地域産学官連携サミット(平成14年11月9日)】 【第2回中部地域産学官連携サミット(平成14年12月12日)】		措置・継続的推進		(内閣府) 産学官のトップを対象とした「産学官連携サミット」を平成13年から開催し、実務者レベルを対象とした「産学官連携推進会議」を平成14年から開催している。 (総務省) 産学官連携サミットについては、第2回を共催し、第3回を主催している。また、産学官連携推進会議についても第1回を共催し、第2回を主催しているほか、所管の独立行政法人通信総合研究所からブース展示を行うなどの取組みを実施している。 (文部科学省) 産学官の連携を強化・推進するため、大学、産業界、研究機関、地方自治体のトップや実務者が一同に会し、対話・交流する場として、産学官連携サミット及び産学官連携推進会議を開催した。 平成15年度においては、サミットに1,100人、推進会議に4,000人が参加した。 【第2回産学官連携推進会議(平成15年6月7日、8日)】 【第3回産学官連携サミット(平成15年11月17日)】 (農林水産省) ・大学、企業、公的研究機関等を対象に、農林水産研究開発に関する情報交換等のための講演会を年間通じて実施している。 ・地域バイオテクノロジー懇談会を年間通じて行い、シンポジウム等を実施している。 ・第2回産学官連携推進会議(15年6月)及び第3回産学官連携サミット(15年11月)を開催した。 (厚生労働省) 第2回産学官連携推進会議(平成15年6月)及び第3回産学官連携サミット(平成15年11月)を開催。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>(経済産業省) 第2回産学官連携推進会議(平成15年6月7日、8日)第3回産学官連携サミット(平成15年11月19日)を実施。</p> <p>(環境省) 第2回産学官連携推進会議(15年6月)及び第3回産学官連携サミット(15年11月)を開催。</p> <p>(国土交通省) 産学官連携サミットについては、第2回から共催しており、産学官連携推進会議については、第1回から共催している。</p> <p>また、国土交通省関連の研究機関が行った研究開発成果を幅広く公表し、研究成果の普及などを目的に国土交通先端技術フォーラムを開催した。(平成16年2月4日)</p>	
国立大学教員の流動性の向上 (文部科学省)	<p>教員の流動性を高めることによる大学の教育研究の活性化及び産業界の専門性の高い人材を活用する観点から、国立大学が法人化される際には、各大学の判断によりいわゆる招聘型の任期付教員の能力・実績に応じた給与等の処遇を可能とし、任期制の積極的導入を図る。</p> <p>(第156回国会に關係法案提出予定)</p>			検討・結論	<p>(文部科学省) 国立大学法人法(平成15年法律第102号)によって、平成16年度から、各国立大学法人の判断による教員の給与等の処遇の決定が可能となった。</p>	
国立大学教員の企業での兼業の促進 (【人事院】)	<p>商法(明治32年法律第48号)が改正され、社外取締役(同法第188条第2項第7号ノ2)が規定されたことを受け、関係制度の変化や公益性に関するコンセンサスの形成状況を見極め、国立大学教員の社外取締役との兼業について、法制面についても有識者の意見を聴取しつつ、解禁について検討を行う。</p> <p>(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)</p> <p>【検討の結果現行の制度を維持することとした】</p>			検討・結論		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化等 (総務省、文部科学省) (厚生労働省) <雇用ウ bの再掲>	a 国立大学の法人化を待たずに弾力的な勤務形態(例えば週20時間勤務)による任用を進め、兼業・起業を促進するため、構造改革特区において国立大学教員等が勤務時間内の技術移転事業者(TLO)やベンチャー企業等の役員兼業を実施するとともに、国立大学教員等が産学官連携活動のために役員以外の勤務時間内兼業を行うことについて、一定の基準・手続の下で実施できるようにする。 【平成15年文部科学省大臣官房人事課長通知】			措置 (15年4月施行予定)	(総務省) 産学官連携関連の非役員兼業について、平成15年4月1日から、一定の基準・手続の下、全国で勤務時間内兼業を実施できることとした。 (平成15年3月31日 文部科学省大臣官房人事課長通知) (文部科学省) 産学官連携関連の非役員兼業について、平成15年4月1日から、一定の基準・手続の下、全国で勤務時間内兼業を実施できることとした。(平成15年3月31日 文部科学省大臣官房人事課長通知) <雇用ウ bの再掲>	
	b 最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員について、労働時間規制の在り方を早急に検討する。			検討		
若手研究者の参画の推進 (文部科学省)	大学と産業界との連携の一環である受託研究や共同研究において、ポストドクターや大学院生の若手研究者に発明の機会を与え、発明に対するインセンティブを持たせるために、企業からの受託研究の研究代表者となることなど若手研究者が積極的に参画することを推進し、人件費等の配分についても、自由に大学で決定できるようにする。 【平成14年文部科学省研究振興局長、大臣官房人事課長通知14文科振第185号】 【文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長事務連絡(平成14年7月19日)】		措置済			
地方公共団体から、国、独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出制限の緩和 (総務省)	地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなど一定の要件のもとで、地方公共団体が経費を負担できるようにする。 【地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第328号)】		措置済 (14年11月施行)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
国立大学等が取得した特許権等の譲与手続の簡素化 (文部科学省)	国立大学等が受託研究により取得した特許権・実用新案権の国以外の者へ譲与する場合に必要な文部科学大臣の承認を不要とし、事後通知とする。 【文部科学省所管国有財産取扱規程の一部を改正する訓令(平成15年文部科学省訓令)】		訓令制定・公布	措置 (15年4月施行予定)	(文部科学省) 平成16年4月以降、国立大学の法人化により、各大学の判断により、自由に譲与できることとなる。なお、「文部科学省所管国有財産取扱規程」の一部を改正し、研究交流促進法(昭和61年法律第57号)第7条の規定により特許権又は実用新案権の一部を譲渡する場合は、文部科学大臣の承認を要さないものとした旨の通知を、平成15年3月31日に発出済み。	
国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大 (文部科学省)	大学において行う研究又は教員から教授される知見を基に学生が創業する場合に、国立大学の施設を使用できることを明確化する。 【平成14年文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長、大臣官房会計課管財班主査通知振環産第12号】 【文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長事務連絡(平成14年10月31日)】		措置済 (14年10月通知)			